特定行為について

【誕生の背景】
・2025 年、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上になる。
・急激な高齢化に伴い、以下のような患者が急増
　①慢性疾患、複数の疾病を抱える患者
　②リハビリを必要とする患者
　③自宅で暮らしながら医療を受ける患者
・質が高く安全な医療を提供するために、チーム医療の推進を図ることが課題
【チーム医療促進のための体制の見直し】
　看護師・診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士の業務範囲や実施体制の見直しが行われた。この一環として、「特定行為を行う看護師の研修制度」が創設された。
【特定行為とは】
　診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合は、実践的な理解、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして掲げる 38 行為である。
【手順書とは】
　医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるにあたって、その指示として作成する文書、または電磁的記録であって、次に掲げる事項が定められているものであること。
(指導医と共に研修者が作成予定)
①看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
②診療の補助の内容
③当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
④特定行為を行う時に確認すべき事項
⑤医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
⑥特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告方法
【当院の特定行為修了者が実施可能な行為】
①持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整　②脱水症状に対する輸液による補正
③抗精神病薬の臨時の投与④抗不安薬の臨時の投与⑤抗けいれん剤の臨時の投与
⑥侵襲的陽圧換気の設定変更⑦非侵襲的陽圧換気の設定変更⑧人工呼吸管理がなされているもの対する鎮静薬の投与量の調整⑨人口呼吸器からの離脱⑩持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整⑪持続点滴中の Na・K 又は Cl の投与量の調整⑫持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整⑬持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

2022 年 7 月 1 日